

IV. 平成22年度臨時総会に諮る名誉会員推戴予定者

今回、名誉会員規程第2条により、下記の方が候補者となった。

名誉会員証の贈呈は、来る3月27日開催予定の表彰式において行う。

● 第2条第1項該当者

中西 宏幸 氏（三井化学相談役）

● 第2条第2項該当者

*氏名五十音順

北原 武 氏（帝京平成大教授）

中西 準子 氏（産総研安全科学研究部門長）

根岸 英一 氏（パデュー大教授）

■ 名誉会員規程抜粋

（授与対象）

第2条 名誉会員の称号を授与する者は、次のいずれかに該当する者で、第2項～第3項該当者にあつては通常総会日現在で本会会員歴が20年以上の者とする。

1. 本会会長経験者で、承認を受ける総会開催当日、満65歳に達している者
2. 基礎化学及び応用化学の分野において下記のいずれかに該当する者

日本学士院会員、日本学士院賞受賞者、日本学士院恩賜賞受賞者、日本国際賞受賞者、京都賞受賞者、文化功労者、文化勲章受賞者、ノーベル賞受賞者

3. 基礎化学及び応用化学の分野において、顕著な研究業績を有し、わが国の化学または化学工業の発展、もしくは本会の目的達成に多大の貢献を有する者で、原則として満65歳に達している者

4. 基礎化学及び応用化学の分野において、ノーベル賞受賞またはそれに匹敵する顕著な研究業績を有し、わが国の化学または化学工業の発展、もしくはわが国との化学に関する学术交流の推進に顕著な功績があり、原則として満65歳に達している外国人

（候補者の選考及び承認の手続き）

第4条 名誉会員は、運営会議で選考し、理事会の議決を経たうえで総会の承認を得て決定する。

以上